

告 示

埼玉県告示第六百九十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款及び役員名簿を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年五月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年四月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人スマイルプロジェクト

三 代表者の氏名

大 村 亮 介

四 主たる事務所の所在地

（変更前） 東京都千代田区神田和泉町一丁目七―十四

（変更後） 埼玉県和光市新倉一丁目二番三十二

五 定款に記載された目的

（一）この法人は、広く結婚に対して悩みを持つ人々を対象に、幅広い結婚情報の提供や出会いの場の提供等の総合的な支援事業を行うことにより、未婚・晩婚化・出生率減少傾向等の結婚を取り巻く環境向上の促進を図り、地域社会の福祉の向上に寄与することを目的とする。

（二）この法人は、国内外の児童・生徒・学生に校外活動の機会を提供し、児童・生徒・学生同士の交流を行うことにより、日本への留学の希望者を増加させる、あるいは外国への留学を希望する学生を増加させるために、交流を促進させる事業を行い子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

（三）この法人は、外国人留学生並びに日本人学生、個人事業主・企業等に対して、就業についての情報提供及び支援、日本における外国人留学生、日本人学生の職業能力の開発・雇用機会の拡充並びに諸外国との国際親善を図り、もって公益に寄与することを目的とする。